

北九州市監査公表第15号

令和2年5月22日

北九州市監査委員	井上勲
同	廣瀬隆明
同	香月耕治
同	河田圭一郎

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建設局
- 3 監査の期間
令和元年7月25日から令和元年12月12日まで
- 4 監査公表の時期
令和2年2月21日(令和2年監査公表第3号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 地質調査における一軸圧縮試験について（河川整備課）</p> <p>[16] 相割川地質調査業務委託（30 - 14）</p> <p>本調査業務委託は、門司区大字吉志にある相割川の河川改修工事に伴い、地盤の土質条件を確認するために実施した地質調査であり、土の圧縮強さ等を調べるために一軸圧縮試験を行っている。</p> <p>設計業務等標準積算基準書及び同参考資料によれば、粘性土について一軸圧縮試験を行う場合、地盤内での粘性土の状態をそのまま維持した「乱さない試料」を、定められたサンプリング方法により採取して行うものとなっている。しかし、本調査業務委託では、サンプリングを実施することなくボーリングコアから採取した試料（「乱さない試料」ではない試料）を用いて同試験を行っていた。</p> <p>このため、一軸圧縮試験の結果が正確なものでないことから、本調査業務委託報告書は、河川改修工事の設計で使用するには不適切なものとなっていた。</p> <p>地質調査の試験の実施にあたっては、積算基準書等を十分把握し、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、設計業務等標準積算基準書（地質調査積算基準）」の内容を十分に把握していなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>指摘を受け、今回の報告書が今後の設計等の際に間違っ取り扱われることがないように、試料採取の条件として「ボーリングコアから採取した試料を用いて供試体を作成している」旨の注意書きを報告書に添付した。</p> <p>今後、地質調査の試験の実施にあたっては、積算基準書等を十分把握したうえで適正に行うこととする。</p> <p>また、再発を防止するために、課内「事務改善会議（令和元年12月13日実施）」、及び設計担当部署（河川部）、監督担当部署（東部・西部整備事務所）、維持管理担当部署（各区まちづくり整備課河川担当）で実施する「第1回河川研修（令和元年12月16日実施）」、さらに建設局の各部署（道路部、公園緑地部、東部・西部整備事務所）での「事務改善会議（令和元年12月26日から令和2年1月31日に実施）」で、指摘事項の内容と地質調査業務委託実施の際の注意点について周知を図った。</p>

注・・[]内の数字は、令和2年監査公表第3号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す。